

一般社団法人の概要

資料4-4

名称	一般社団法人北大阪メディカルネットワーク	
所在地	大阪府守口市八雲東町二丁目47番12号	
医療連携推進区域	北河内圏域(守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、大東市、交野市)	
医療連携推進方針	資料4-3のとおり	
	氏名	所属・役職名
役員の状況	代表理事	岡 博史 社会医療法人 彩樹 理事長
	理事	小林 一史 社会医療法人彩樹 守口敬仁会病院 院長
	理事	堺 昭彦 医療法人 仁昭会 理事長
	理事	酒井 尚彦 医療法人さかいクリニック 理事長
	理事	外山 学 益田診療所 院長
	理事	吉川 将史 社会医療法人 信愛会 理事長
	理事	東 大里 医療法人 正幸会 理事長
	理事	宇治 亨 社会福祉法人 ロータス福祉会 理事
	理事	寺西 敬 医療法人寺西内科 寺西内科 副院長
	監事	馬場 雅裕 弁護士
	監事	堀田 晃平 税理士
	法人名等	医療機関名等
病院等を開設する参加法人	社会医療法人彩樹	守口敬仁会病院
		門真けいじん会クリニック
		守口けいじん会クリニック
		寝屋川けいじん会クリニック
		丸岡消化器内科
		東寝屋川けいじん会クリニック
	医療法人恵和会	あめもとクリニック
	医療法人裕正会	岩宮整形外科
	医療法人さかいクリニック	さかいクリニック
	医療法人塩見クリニック	塩見クリニック
	医療法人橋本クリニック	橋本クリニック
	医療法人慈恩会	森脇クリニック
	医療法人山中クリニック	山中クリニック
	医療法人健康会	柏木クリニック
	医療法人仁昭会	堺医院
	医療法人正幸会	正幸会病院
医療法人普愛会高橋医院	高橋医院	
医療法人健優会	高橋クリニック	
医療法人寺西内科	寺西内科	

社員の状況

	医療法人祥輝会	富樫クリニック	
	医療法人博仁会	長瀬診療所	
	医療法人七ふく会	七ふくハートクリニック	
		ふくいクリニック	
	医療法人俊弘会	室谷クリニック	
	医療法人隆生会	やすだ泌尿器科クリニック	
	医療法人いそわクリニック	いそわクリニック	
	医療法人革島会	革島クリニック	
	医療法人隆成会	なんば胃腸科内科	
	医療法人山下医院	山下医院	
	社会医療法人信愛会	暁生会脳神経外科病院	
	医療法人林内科医院	林内科医院	
介護施設等を開設する参加法人	社会福祉法人ロータス福祉会	特別養護老人ホーム門真荘	
その他の社員	石井 雄二	石井内科医院	
	井上 美佐	北原医院	
	田中 満	田中医院	
	博多 安美	博多医院	
	濱本 浩	はまもと整形外科	
	村川 紘介	むらかわ内科	
	杉本 英光	内科・消化器内科 杉本クリニック	
	日高 亮子	竹野クリニック	
	谷澤 洋	たにざわクリニック	
	中塚 泰彦	中塚医院	
	外山 学	益田診療所	
	神戸 尚史	神戸医院	
	三宅 絵奈	みやけ眼科	
	坂井 陽祐	さかいクリニック	
	氏 名	所属・役職名	備 考
評議会の状況	博多 尚文	はかたクリニック 院長	守口市医師会会長
	西川 覚	医療法人仁西会 理事長	門真市医師会会長
	渡邊 一男	医療法人蘇桂会 理事長	枚方市医師会会長
	寺西 強	医療法人寺西内科 理事長	守口門真病診連携の会 世話人

◎ 保健医療協議会での審議状況等

保健医療協議会名称	開催日	審議結果
大阪府北河内保健医療協議会	令和6年2月14日	同意
意見等		
認定後、地域医療連携推進法人は、保健医療協議会等の求めに応じ、活動状況を報告すること		

◎ 認定基準の適合の可否（詳細別紙）

適

医療連携推進認定基準に適合の可否について

1 医療連携推進業務を主たる目的としていること(事業比率50%超)

→ 適

事業比率の見込み	60.00%
----------	--------

2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること

→ 適

(経理的基礎)

- ・ 財政基盤の明確化について

会費を収入源とし、必要に応じて会費追加徴収、又は社員からの借り入れを行う。

- ・ 経理処理、財産管理の適正性について

決算後、社員総会にて貸借対照表、損益計算書を用いて報告を行う。

(技術的能力)

- ・ 業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

参加法人の一部を中心に多職種による症例報告・研修会・勉強会等を開催し、医療従事者・介護従事者の技術的能力及び知識の向上を図る。

3 社員等に対し特別の利益を与えないこと

→ 適

区 分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		無
金銭の貸付け		無
資産の譲渡		無
給与の支給		無
その他財産の運用及び事業の運営	事務室(使用貸借)	無

(経理等に関する明細表)

- ① 社員等の施設の利用明細 → 該当なし
- ② 社員等に対する貸付金の明細 → 該当なし
- ③ 社員等に対する譲渡資産の明細 → 該当なし
- ④ 当該一般社団法人の業務に従事している従業員等の明細

氏 名	職務内容	就任年月日	常勤又は非常勤の別	当該一般社団法人との関係	給与の支給の有無
岡 博史	代表理事	-	非常勤	代表理事	無
小林 一史	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
堺 昭彦	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
酒井 尚彦	医療連携推進業務	-	非常勤	監事	無
外山 学	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
吉川 将史	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
東 大里	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
宇治 亨	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
寺西 敬	医療連携推進業務	-	非常勤	理事	無
馬場 雅裕	理事職務の監査	-	非常勤	監事	無
堀田 晃平	理事職務の監査	-	非常勤	監事	無
東口 雄樹	事務	-	非常勤	一般社員	無
藤本 修平	事務	-	非常勤	一般社員	無

⑤ 社員等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
社会医療法人彩樹	守口敬仁会病院	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根7階建	9㎡	事務所
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考
令和5年7月1日	無期限	無償	参加法人	権利金無、敷金無

- ⑥ 社員等からの借入金の明細 → 該当なし  
 ⑦ 社員等からの譲受資産の明細 → 該当なし  
 ⑧ その他財産の運用及び事業の運営 → 該当なし

4 参加法人の構成等

→ 適

区分	議決権数	社員総会における議決権の状況
① 病院等を開設する参加法人	25	社員1名につき1個の議決権
② 介護施設等を開設する参加法人	1	
③ その他の社員	14	
総議決権数（①～③の合計）・・・ A	40	
参加法人の議決権の構成割合（第8号）	① > ②	
参加法人の議決権の構成割合（第11号）	[(①+②) / A] > 0.5	

5 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと

→ 適

	総数 ①	最も人数の多い親族等のグループの人数 ②	親族等の割合 ② / ①
理事	9人	1人	9.00%
監事	2人		

6 医療法第70条の4第1号イからニまでのいずれにも該当しないことを証する書類  
 医療法第70条の4第2号及び第3号のいずれにも該当しないことを証する書類

→ 適

区分	事実の有無
① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの	無
ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無
② 医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しないもの	無
③ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無